

監査委員公表第1号

令和3年度後期定期監査及び公営企業会計定期監査に係る監査結果に対する
措置内容について（公表）

令和3年11月29日付浦監発112904号「令和3年度後期定期監査の結果について」及び、同日付浦監第112905号「令和3年度公営企業会計定期監査の結果について」により報告した当該監査の結果に対し、三浦市長より地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置内容の通知がありましたので、同項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表いたします。

令和4年1月24日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

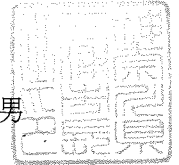
（事務担当 監査委員事務局）

浦 発 第 122403 号

令和 3 年 12 月 24 日

監査委員 長治 克行 様
監査委員 出口 眞琴 様

三浦市長 吉田 英男



令和 3 年度後期定期監査及び公営企業会計定期監査に係る監査結果に対する措置内容について（通知）

令和 3 年 11 月 29 付浦監発第 112904 号「令和 3 年度後期定期監査の結果について」及び同日付浦監発第 112905 号「令和 3 年度公営企業会計定期監査の結果について」により報告のあった監査結果について、別紙「指摘事項一覧兼措置状況報告書」のとおり、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

なお、同監査結果における監査委員意見（内部統制制度及び公共工事の施工時期の平準化）への取組については、現在関係部局と協議中であるため、今後措置を講じた場合には、別途通知いたします。

事務担当 財政課 岩井（内線 235）



指摘事項（監査結果掲載事項、細目留意事項・口頭指導事項）一覧兼措置状況報告書

時期	部	課	分類	細目留意事項等	参照	措置状況
令和3年度 後期	都市環境部	土木課	監査結果掲載 指摘事項	管理備品整理簿を確認したところ、次の備品の所在が不明であった。その原因を特定し、三浦市物品会計規則に基づき処理するとともに、適正な備品管理に努めるよう留意されたい。 （所在不明の備品） (1)備品番号17-23 チェーンソウ (2)備品番号17-24 チェーンソウ (3)備品番号13-24 草刈機 (4)備品番号 2-90 発電機	・三浦市物品会計規則第16条、第30条	①措置状況 所在不明であった備品の処理状況について再調査した結果、該当する備品は代替品購入に伴い廃棄したと推定し、三浦市物品会計規則第42条の規定に基づき不用物品として処理することを令和3年12月6日部内決定した。 ②発生原因 当該備品の代替品を購入した際、取得に係る手続きは行ったが、廃棄の事務手続きを失念したものの。 ③再発防止策 物品の不用の決定をし不用物品の処分をする際は、必ず管理備品整理簿を確認し、規則に基づき事務処理する。 さらに備品の一覧表を作成し、保管物品を管理する。
令和3年度 公営企業定期 監査	公共下水道事業		監査結果掲載 指摘事項	下水道使用料に係る大口滞納の滞納額714,364円の内692,223円の債権については、地方自治法第236条第1項の規定により、既に時効消滅しているものと解する。今後、適正な債権管理に努めていただきたい。 なお、使用料の徴収については、受益者負担の公平性を確保する観点を含め、公営企業の経営における収入を確保するためにも、できる限りの徴収努力を行い、債権を適切に管理していくことが重要である。必要に応じて分納誓約等により時効を更新する手続きを講じるなど、安易に不納欠損となることがないよう留意されたい。	・地方自治法第236条第1項 ・三浦市上下水道事業会計規程第34条の2	①措置状況 令和3年12月1日の部内会議において、令和3年度決算において不納欠損処理する方針を決定した。 ②発生原因 本件は、平成22年に未徴収案件として、5年間さかのぼり賦課したものであり、その後平成27年度まで交渉を重ねたが、平成27年度の時点で時効消滅とならぬよう督促状を発送している。しかし相手側弁護士から、時効を主張され、市側弁護士と相手側弁護士でやりとりをしたが、結論が出ないまま、その後5年が経過したものの。 ③再発防止策 定期的に債権管理台帳の整理・確認を確実にを行い、徴収努力をするとともに、時効消滅となるものは適切に不納欠損として処理する。